(ｲ)　移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな（ふ化後72時間以内のひなのことをいう。以下同じ。）を出荷する（出荷先の農場の所在地を問わない。）場合には、次の要件に該当するものであること。

ａ　当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。

ｂ　ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとで区分管理されていること。

ｃ　出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

(a)　臨床検査

(b)　当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

イ　移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ｱ)　第10の４の(3)の①の要件のいずれにも該当すること及び第10の４の(3)の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

(ｲ)　アの(ｲ)に該当すること。

ウ　移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ｱ)　施設内で移動制限区域内から受け入れた種卵をふ化させないこと。

(ｲ)　施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が都道府県によって把握されていること。

②　①の種卵から生まれた初生ひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合（出荷先の農場の所在地を問わない。）及び移動制限区域内の農場に出荷する場合（出荷元のふ卵場の所在地を問わない。）には、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ　移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ　移動経過を記録し、保管する。

(4)　移動制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）の出荷

第10の４の(3)により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷することができる。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　積込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ　移動時には、法第32条第１項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ　移動経過を記録し、保管する。

(5)　搬出制限区域内の家きん、家きん卵（種卵を含む。）及び初生ひなの食鳥処理場、ＧＰセンター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷

①　家きん

搬出制限区域内の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外（移動制限区域でも搬出制限区域でもない区域）の食鳥処理場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

②　家きん卵（種卵を含む。）

搬出制限区域内の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外のＧＰセンター、ふ卵場又は検査等施設（５の(3)の①のウに該当するものに限る。）に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③　初生ひな

搬出制限区域内のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は制限区域外の農場に出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。ただし、移動制限区域内の農場に出荷する場合には、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ　移動経過を記録し、保管する。

(6)　制限区域外の家きん、家きん卵（種卵を含む。）、初生ひなの食鳥処理場、ＧＰセンター、ふ卵場、農場、検査等施設等への出荷

①　家きん

制限区域外の農場の家きんは、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の食鳥処理場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

②　家きん卵（種卵を含む。）

制限区域外の農場の家きん卵は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内のＧＰセンター、ふ卵場又は検査等施設（(3)の①のウに該当するものに限る。）に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

③　初生ひな

制限区域外のふ卵場の初生ひな（移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。）は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内の農場に他の農場等を経由しないで出荷することができる（搬出制限区域内への出荷は、もともと禁止されていない。）。

この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

ア　密閉車両を用いる。

イ　原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

ウ　消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

エ　運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

オ　移動経過を記録し、保管する。

(7)　制限区域内の家きんの死体等の処分のための移動

①　発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家きんに臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農